

火災に要注意！！

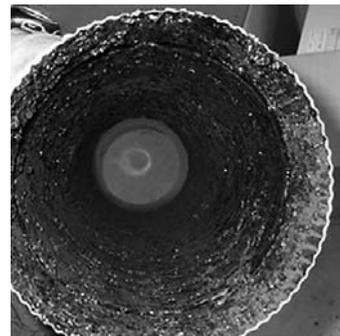


薪ストーブの管理について

薪ストーブによる火災の多くが、煙道火災と低温炭化による火災です。それらを予防するために、薪ストーブの適正な設置とメンテナンスをしましょう。薪ストーブを設置する際には、ストーブメーカーが提唱する機種ごとの安全基準に従い、十分な知識や技術をもった専門の施工業者に相談してください。

【煙道火災】

煙突内部に付着したタールや煤に火がうつり、煙突内で激しく燃える現象です。タールは一旦火がつくと非常に激しく燃える性質があり、煙突の先端から炎が噴きだし火災となる危険性があります。



【対策】

煙突の設置は曲がり部分を少なくし、タールが溜まりにくいようにする。断熱効果の高い二重煙突を選び、タルルの発生を抑える。乾燥が不十分な薪は煤が多く発生するため、十分乾燥した薪を使用する。年に最低でも1回は煙突掃除をする。煤が水分を含まないように、シーズン後から梅雨時期までに済ませるのが理想です。

【低温炭化】

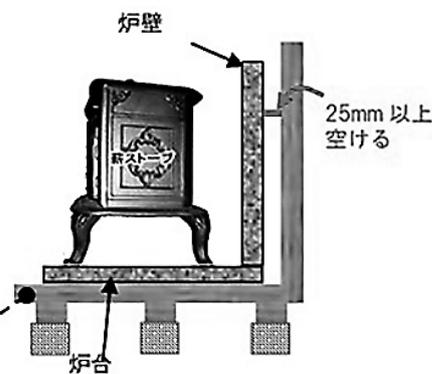
薪ストーブ周辺の床や壁、煙突周辺の木材が、高熱に長時間さらされることで、徐々に炭化し突然自然発火する現象です。通常は、木材に火がつく温度は400℃ですが、炭化が進んでいると100℃以下の低温でも発火しやすくなります。

【対策】

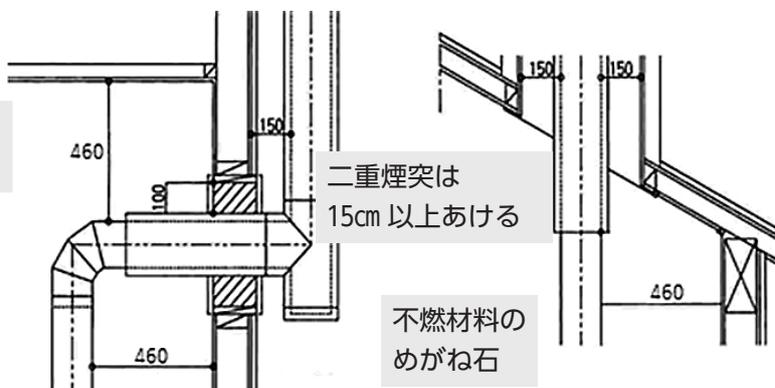
壁や床に熱を伝えないよう炉台・炉壁を設置し、壁と炉壁の間には25mm以上の空気層を設ける。

可燃物との距離を、シングル煙突では46cm以上、二重煙突では15cm以上あける（法律上では15cmですが、シングル煙突では46cm以上離れた方が安全です）。

煙突が壁を貫く部分には、二重煙突及び不燃材料のめがね石等を使用する。



シングル煙突は
46cm以上あける



薪ストーブ使用による煙の発生については、近隣住宅等に迷惑とならないよう注意してください。

【問い合わせ先】

農林水産部林務課 TEL 67-2121

使用シーズンに備えて確認を！